

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

特集 公害紛争処理における裁定制度の活用

⇒ P 2 ~ 5

○ 令和元年度、公害等調整委員会の係属事件の約9割を占め、公害紛争処理制度の中で重要な役割を占める裁定*について紹介

※ 裁定…損害賠償責任の有無及び賠償額又は因果関係の存否について法律判断を行うもの

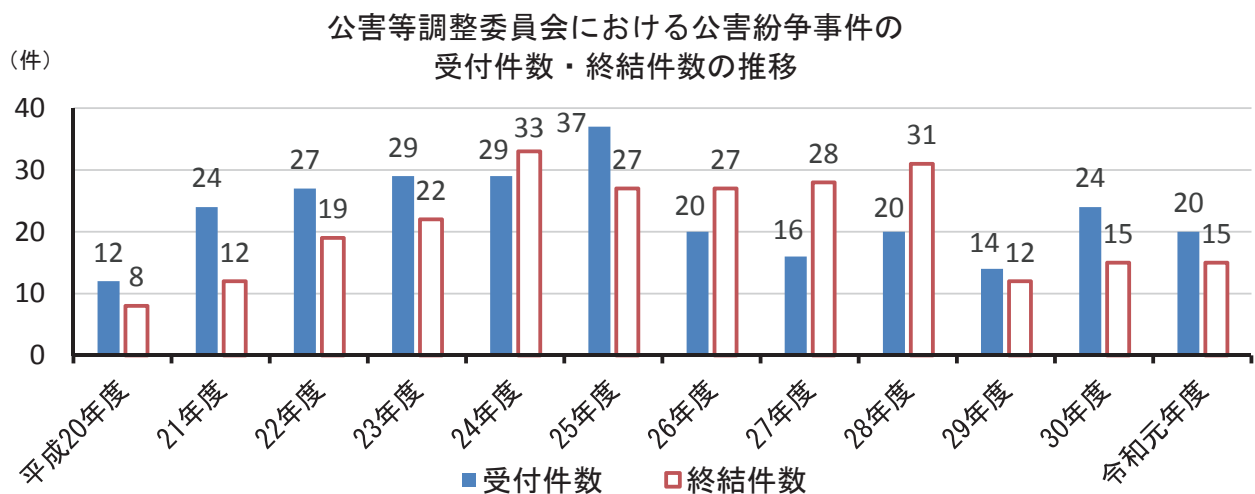
○ 裁定制度の主な特長（専門的知見の活用及び現地調査等の充実、迅速な処理、職権調停—合意による解決）を説明するとともに、こうした特長が活かされた事例として、近年、多く見られる身近な生活環境における公害紛争事件を紹介

- ・ 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件
- ・ 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件
- ・ 行方（なめがた）市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件
- ・ 京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

公害紛争の処理状況

⇒ P 6 ~ 13

令和元年度	【係属】 52件	【受付】 20件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 49件	【受付】 19件	【終結】 14件



公害紛争の近年の特徴

⇒ P 14

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争
近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割
- ③ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い
令和元年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割、次いで大気汚染をめぐる事件の割合が約3割

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件① 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

- 【申請人】：東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5社
【被申請人】：国土交通大臣
【申請理由】：本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じるため
【調停を求める事項】：本件空港A滑走路を、一切の航空機の北側方向からの着陸に供用しないことなど
- 【事件の処理経過】
- 調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査（計画案が実現した場合の状況を把握するために、大阪国際空港周辺において航空機騒音を測定）等を行った。
 - 第18回調停期日において次の内容等で調停が成立
 - ① 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、次について確認
 - ・ 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・ A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
 - ② 被申請人は、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

- 【申請人】：東京都など6都府県の住民93人（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体
※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、4都県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。
- 【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社
【申請理由】：
 - ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
 - ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
 - ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため
- 【調停を求める事項】：
 - ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
 - ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
 - ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること
- 【事件の処理経過】
調停委員会を設け、5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

令和元年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 21～25

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
令和元年度 【係属】 77件 【受付】 45件 【終結】 34件
- ② 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等
ブロック会議等において情報・意見交換を実施
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
平成30年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万7千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 26～28

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
令和元年度 【係属】 5件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
令和元年度 【係属】 3件 【受付】 1件 【終結】 2件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請
- 【事件の処理経過】
裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するなど手続を進めている。

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する
行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

・ 委員長1名、委員6名

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

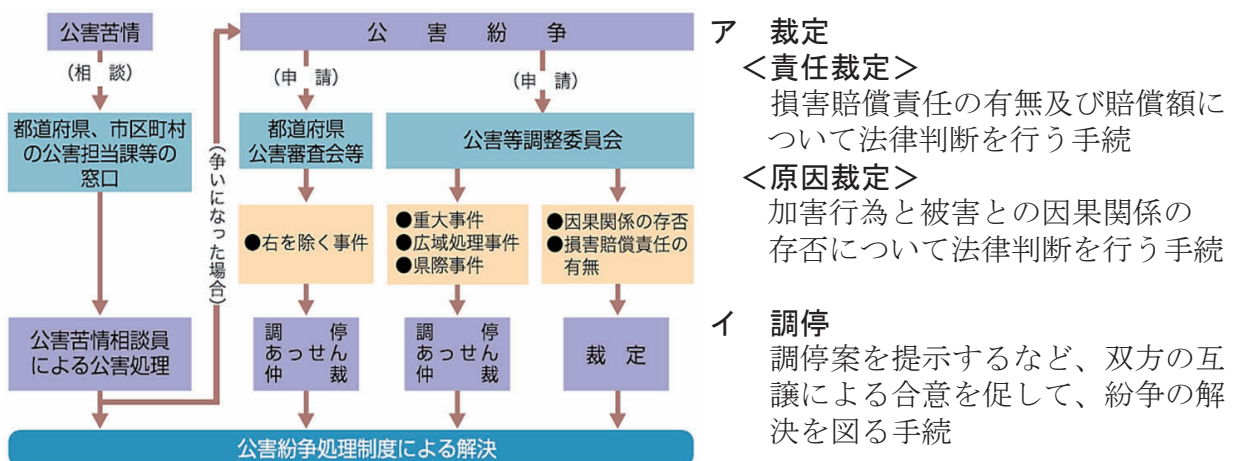
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる。

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る。



【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく処分に対する審査請求に関する意見照会への回答等

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する。